

平成 21 年 3 月

水質基準に関する省令の改正のお知らせ

謹啓 時下ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。

平素は格別のご愛顧を賜わり、厚く御礼申し上げます。

さて、この度、厚生労働省令第 174 号（平成 20 年 12 月 22 日）にて水質基準に関する省令の一部が改正されましたので、下記のとおりご案内申し上げます。

敬白

記

■施行日 平成 21 年 4 月 1 日（水）より

■変更内容

1. 水質基準項目 15 番目の「1,1-ジクロロエチレン」の削除

同項目は水質管理目標設定項目に位置づけられます。

同削除に伴い水質基準項目 16 番目以降は 1 項ずつ繰り上がり、51 項目が 50 項目となります。

2. 水質基準項目 15 番目（旧 16 番目）の「シス-1,2-ジクロロエチレン」を「シス-1,2-ジクロロエチレン及びトランス-1,2-ジクロロエチレン」に変更

現行では、「シス-1,2-ジクロロエチレン」のみが対象でしたが、管理目標設定項目であった「トランス-1,2-ジクロロエチレン」との合計量（基準値 0.04mg/L 以下は変更なし）となります。

新規項目のため、3 ヶ月に 1 回以上の測定が必要となります。

3. 水質基準項目 45 番目（旧 46 番目）の「有機物（全有機炭素（TOC）の量）」の水質基準を「3mg/L 以下」に変更

現行の水質基準「5mg/L 以下」から「3mg/L 以下」に強化されます。

以上